

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について</p> <p>(1) 周波数割当て （略）</p> <p>(2) 周波数の指定 A～B （略） <u>C 陸上移動局</u></p> <p><u>通話用周波数及び直接通信用周波数の指定は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(A) 通話用周波数</u> <u>262.425MHz 以上 265.225MHz 未満の通話用周波数の全てを指定する。また、申請者所属の基地局に指定する周波数に 269.025MHz 以上 270.625MHz 未満の通話用周波数が含まれる場合は当該周波数の対向波を、申請者が他の地方公共団体と災害時の応援に係る協定等を締結している場合は当該地方公共団体所属の基地局に指定されている通話用周波数の対向波（260.025MHz 以上 261.625MHz 未満の周波数のものに限る。）を指定する。</u></p> <p><u>(B) 直接通信用周波数</u> <u>直接通信用周波数の全てを指定する。ただし、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局については、直接通信用周波数のうち共通周波数（直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村等において使用可能</u></p>	<p>別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について</p> <p>(1) 周波数割当て （略）</p> <p>(2) 周波数の指定 A～B （略） <u>C 陸上移動局</u></p> <p><u>低群の通話用周波数及び直接通信用周波数のすべてを指定する。</u></p>

な周波数をいう。)以外の周波数について、「この周波数は、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村又は隣接市町村において運用されない場合に限る。」旨の附款を付して指定するものとする。

D～E (略)

(3) 電波の型式
(略)

D～E (略)

(3) 電波の型式
(略)

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て
(略)

(2) 周波数の指定

A～B (略)

C 陸上移動局

通話用周波数及び直接通信用周波数の指定は、次のとおりとする。

(A) 通話用周波数

262.425MHz以上265.225MHz未満の低群の通話用周波数の全てを指定する。また、申請者所属の基地局に指定する周波数に269.025MHz以上270.625MHz未満の高群の通話用周波数が含まれる場合は当該周波数の対向波を、申請者が他の地方公共団体と災害時の応援に係る協定等を締結している場合は当該地方公共団体所属の基地局に指定されている通話用周波数の対向波(260.025MHz以上261.625MHz未満の周波数のものに限る。)を指定する。

ただし、通信統制を行うことが可能な陸上移動局に指定す

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て
(略)

(2) 周波数の指定

A～B (略)

C 陸上移動局

低群の通話用周波数及び直接通信用周波数のすべてを指定する。

ただし、通信統制を行うことが可能な陸上移動局に指定する周波数については、基地局(統制局又は中継局)に指定する通話用周波数の数に準じることとする。

る周波数については、基地局（統制局又は中継局）に指定する通話用周波数の数に準じることとする。

(B) 直接通信用周波数

直接通信用周波数の全てを指定する。ただし、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局については、直接通信用周波数のうち共通周波数（直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局及びそれ以外の無線局が同一の市町村等において使用可能な周波数をいう。）以外の周波数について、「この周波数は、直接通信用周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用する無線局とそれ以外の無線局が同一市町村又は隣接市町村において運用されない場合に限る。」旨の附款を付して指定するものとする。

D～E （略）

(3) 電波の型式
（略）

D～E （略）

(3) 電波の型式
（略）